

# (案)

対策本部決定議案  
令和2年4月9日  
子育て支援部

## 小中学校における休業に伴う、子ども及び子育て家庭の居場所の確保について

### 1 提案理由

次の理由から、学童クラブ及び子育て広場事業の運営について、一部見直す。あわせて、保育園の今後の対応方針を報告する。

#### (1) 緊急事態宣言の発令

令和2年4月7日、内閣総理大臣より、期間は同年同月8日より5月6日、対象区域は東京都を含む対象7都府県とする緊急事態宣言が発令されたこと

#### (2) 厚生労働省の学校の臨時休業に対する考え方

本市の小・中学校については、令和2年4月7日から5月6日まで、臨時休業となったこと。また、臨時休業に際して、保育園及び学童クラブについて、原則として開所としつつ、地域の感染状況や、必要な者に保育や預かりが提供される点を踏まえ、利用者への自粛要請等による事業縮小について検討するよう、厚生労働省が要請していること

#### (3) 緊急事態措置の内容

令和2年4月10日に東京都知事より公表予定の緊急事態措置においても、保育園及びこれに類するサービスについては、(2)の考え方を踏襲することが見込まれること

#### (4) 今後の臨時休園及び休所等の発生の想定

保育園及び学童クラブにおいて、今後、臨時休止が発生することを想定した、受け入れ枠のある運営を継続する必要があること

#### (5) 従事職員の労務環境

引き続き、保育園及び学童クラブに従事する職員の、勤務体制の軽減に配慮する必要があること

## 2 見直しの開始年月日

令和2年4月11日土曜日

## 3 見直し内容

### (1) 学童クラブ

令和2年5月6日まで、春休み等の学校休業日の運営に戻す。ただし、利用せざるを得ない世帯を対象とするよう、次の措置を講じる。

- ① 対象職種（例：医療従事者、公共機関）、世帯類型（例：ひとり親家庭）などを限定し、事前登録による利用とする。
- ② 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を踏まえ、自主的に欠席する家庭の育成料を減額する（令和2年4月利用分を想定）。

### (2) 子育て広場事業（のどか広場、地域子育て支援センター）

のどか広場	地域子育て支援センター
各時間帯の受入組数を8組に縮小し、土曜日及び日曜日は休止する。	電話相談のみとする。

### (3) 保育園【報告】

- ① 保護者への通知により登園自粛を促すとともに、自粛希望者を把握する。その内容と感染拡大の状況を踏まえ、今後、応急一時保育の実施について検討する。
- ② 一時保育における、就労理由以外の利用自粛を通知する。

## 4 周知

- (1) 決定後、速やかに市ホームページにより周知する。子育て広場事業については、のどか広場の運営変更のみ広報する。
- (2) 決定後、速やかに市議会に情報提供する。

【参考】子ども及び子育て家庭の居場所への対応

	子育て広場			保育園	児童館	学童クラブ	【参考】小・中学校	
	のどか	児童館	保育園					
3/2				自粛要請 ・把握	午後	通常運営	臨時休業  図書室等開放(3/3~)  +校庭開放(3/16~)	
3/3								学校休業中の運営
3/16								
3/26								
4/3	3部制	午前					春休み	
4/7	枠拡大		要支援者のみ			通常運営+土曜閉所 <sup>注2)</sup>	臨時休業 学校開放(~4/10)	
4/11	枠縮小 土日休止					学校休業中の運営 (事前登録制)		
5/6								

注1) 網掛けは、居場所関連の取組。ゴシックは、今回提案する取組

注2) 土曜閉所は、運用期間中に土曜日がなく実施せず